

大学案内2021作成業務委託 公募型プロポーザル実施公告

公立大学法人滋賀県立大学大学案内2021作成業務委託について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和元年9月18日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 廣川 能嗣

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 委託業務名：公立大学法人滋賀県立大学大学案内2021作成業務委託
- (2) 業務の内容等：プロポーザル実施要領および業務委託仕様書による。
- (3) 委託期間：契約締結日から令和2年6月30日まで
- (4) 予定価格：金 7,381,000円（消費税額および地方消費税額を含む）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

- (1) 過去5年以内に大学案内作成業務に関する委託契約を国公立大学と締結した実績を有すること。
- (2) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められる者であること。
- (3) (2)に規定する者以外の者でプロポーザルに参加する資格を得ようとする者に対しては、滋賀県が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。申請する者は、提出期間内に「17.問い合わせ先」に記載のある担当窓口「参加資格審査申請書」を提出しなければならない。提出期間は、令和元年9月25日（水）から同年10月1日（火）まで（土曜日および日曜日を除く。）の各日9時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。
- (4) 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第3条に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止または公立大学法人滋賀県立大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱による取引停止の措置期間中でないこと。
- (6) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。

3 説明会の日時および場所

令和元年9月25日（水） 午後1時30分～ 滋賀県立大学 図書情報センター（A5棟）会議室
説明会への申し込みは不要。

4 質問および回答

- (1) 質問受付期間：
令和元年9月25日（水）～同年10月1日（火）
- (2) 質問方法：
電子メール、郵送、またはファックスにて提出すること。
- (3) 回答方法：
すべての質問および回答の内容については、令和元年10月8日（火）までに大学ホームページに掲載する。

5 プロポーザル実施の日時および場所等

- (1) 実施要領等の交付場所および問い合わせ先：
公立大学法人滋賀県立大学 事務局経営企画課（広報室）
〒522-8533 彦根市八坂町2500 TEL 0749-28-8234 FAX 0749-28-8475
E-Mail keiei_kikaku@office.usp.ac.jp

(2) 参加申込書等の提出期間：

令和元年10月15日（火）～同年10月18日（金） 各日 9時～17時（12時～13時を除く）（時間厳守・必着）

(3) 参加申請書等の提出方法：(1)に示す場所への持参または郵便による郵送

(4) プレゼンテーションの日時および場所：

令和元年11月6日（水）滋賀県立大学

詳細な日時・会場等は企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

6 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法：本学が設置する審査会において、あらかじめ定めた審査項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等とプレゼンテーションにより審査を行い、合計点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。

(2) 審査項目および評価点：実施要領のとおり。

(3) 結果通知：契約予定者の決定後、プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて結果を通知する。

(4) 問い合わせ等：審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

7 失格

次の各号に該当した場合は、失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

(5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 見積書の金額が「3. 予定価格」を超過した場合

(7) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

8 その他

(1) プロポーザルの参加に係る経費は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに関連して、提案者より滋賀県立大学が提出を受ける全ての資料の所有権は滋賀県立大学にあるものとし、提出された企画提案書および添付書類等は返却しない。

(3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(4) 採用した場合でも、実施過程において協議の上、その内容を変更することがある。

(5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。

(6) 提出された企画提案書の記載事項について、滋賀県立大学が提案者に無断で他の目的に使用することは無い。

(7) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。

(8) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

(9) その他詳細は、プロポーザル実施要領による。